

地域防災対策の主な実施状況等

平成23年6月22日

資料1

対策	実施状況	課題等	(参考)国の動向
			検討会議等(省庁)
全般	<ul style="list-style-type: none"> ■広域、複合災害への対応等 <ul style="list-style-type: none"> ・関西広域防災計画の検討(関西広域連合 5/16第1回策定委員会) - 広域避難など ■ワークショップ(7月予定 派遣職員等) ■国に対する要望 (関西広域連合)・・・「東日本大震災に関する緊急提案(1次・2次)」(3/29、4/28)(京 都 府)・・・「平成24年度政府への政策提案」(6/9) 	<ul style="list-style-type: none"> ■複合災害への対応 <ul style="list-style-type: none"> 複合災害発生時の災害対策本部の運用や活動体制の検討など ■広域災害への対応 <ul style="list-style-type: none"> 府県域を越えた避難など、広域的な府県間の連携の検討など 	<p>4/27 中央防災会議 (内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門調査会の設置 ・秋以降、防災基本計画見直し
原子力防災	<p>暫定計画の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■環境放射線等モニタリング体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・追加モニタリング開始 7ヶ所 → 17ヶ所 ■被ばく医療体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・除染ブースの追加配置 1基(北部1) → 3基(北部2、南部1) ・「初期被ばく医療機関」(11病院)を追加指定(6月) ■避難等体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> 第1回 関係市町における主な課題の整理(4/18) 第2回避難収容可能施設等について協議(5/2) 舞鶴市と個別協議(5/12) 第3回 避難計画の策定方針等について協議(6/7) 第4回 府内市町村を対象に、専門家を交えた意見交換(6/22) ■広域的連携体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 滋賀県・福井県との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・3府県による情報交換会(情報共有と意見交換) 関西広域連合との連携 ■住民等への情報伝達及び知識の普及と啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村による住民説明会 7月～各関係市町で実施(府と連携) ・「府民だより7月号」による住民への広報(予定) ・冊子によるEPZ内住民等への広報(6月補正予算提案予定) ・南丹広域振興局において市町村との研修会(4/26)及び意見交換会(5/25)を開催 ・原子力防災に係る市町村等防災担当職員研修(7/13、14予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ■関係市町等の20キロ圏外避難計画等の整備 <p>(検討事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①舞鶴市 <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な避難先・避難手段等の確保 ・市役所行政機能の移転 ②その他の市町 <ul style="list-style-type: none"> ・住民避難(同一市町地域内) ③要配慮者(病院、社会福祉施設、学校) <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な避難計画の整備 ④府機関の移転 <ul style="list-style-type: none"> ・舞鶴広域振興局等、モニタリングセンターなど(広域局、保健所、警察署等) 	<p>6/7 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会(初会合)(内閣官房)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月中旬報告、来年夏頃までに最終報告 <p>6/4 原子力災害により住民が区域外に避難している市町村の機能市町村の機能、行政サービスのあり方検討(総務省)</p>
水源問題	<ul style="list-style-type: none"> ■国等に対する要望 <ul style="list-style-type: none"> ・国・・・福島原発事故の原因究明・早期収束、原子力発電所の安全確保・体制整備(府、関西広域連合) ・関西電力・・・4/8「原子力発電等に関する緊急申し入れ」(関西広域連合) ■関西広域連合における対応 <ul style="list-style-type: none"> ・関西広域防災計画策定委員会に「原子力災害対策専門部会」を設置し、琵琶湖等の水源汚染や飲料水確保対策等について検討予定(滋賀県、京都市等との連携) 		
地震液状化	<ul style="list-style-type: none"> ■戦略的地震防災対策指針、推進プランに基づく事業の実施 <p>(耐震化率の状況) 住 宅 78%(H20)→90%(H27) 防災拠点施設 74%(H21)→80%(H25) 公立小中学校 79%(H21)→90%(H24) ※倒壊の危険性が高い施設100%</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国に対する要望 <ul style="list-style-type: none"> ・地震、津波、液状化対策に係る調査の推進等(府、関西広域連合) 	<ul style="list-style-type: none"> ■指針、推進プランに基づく事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■液状化対策については、今回の地震によって得られた学術的知見がまとまった段階で、その知見に基づき、被害想定の見直し等を検討 	<p>5/11 液状化対策技術検討会(第1回)(国交省)</p>
津波	<ul style="list-style-type: none"> ■津波文献調査等 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村、資料館、府立大学等に協力を依頼 ・府内の津波の伝承・郷土史等調査 ■津波について、避難所、避難路等の点検、避難訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・学校での避難訓練の実施(5月 京丹後市小学校など) ■国に対する要望 <ul style="list-style-type: none"> ・若狭湾を含む日本海側の海底活断層調査実施(府) 	<ul style="list-style-type: none"> ■日本海側については、現在のところ大きな津波を引き起こす地震が発生する学術的根拠はない(4/13、25専門家会議結果) ■津波に係る避難所、避難路等の点検、避難訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・府総合防災訓練(9/4)において、避難訓練実施予定 ■国の調査結果等を踏まえ、対応を検討 	<p>6/8 津波警報の改善に向けた勉強会(第1回)(気象庁)</p> <p>6/8 学校施設の安全対策(耐震化・津波対策)の整備検討会(第1回)(文科省)</p> <p>6/11「防災集団移転促進事業」の拡充等(復興構想会議部会報告)</p> <p>6/17 津波対策の推進に関する法律成立</p>

全原発の防災域拡大

EPZ「10キロ」現状に合わず

安全委が指示

東京電力福島第一原発事故を受け、内閣府原子力安全委員会は16日、原発事故の際に「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）」として原子炉から半径8〜10キロを規定している防災指針を「事故後の現状に合わない」として、範囲拡大の方向で見直しに着手するよう下部組織の専門部会に指示した。班目春樹委員長は「今年度中に一定の結論を出したい」と述べた。防災指針はEPZの範囲外について「屋内退避や避難などの防護措置は必要ない」としており、原子力施設周辺の自治体が地域防災計画を策定する際に基準としてしている。しかし、東日本大震災による原発事故では、放射性物質がEPZの範囲を越えて拡散。政府は避難指示区域を半径20キロ

内に拡大し、20キロ圏外にも放射線量が低いとして避難を求める「計画的避難区域」を設けるなど、周辺住民や自治体に混乱を招いた。このため、自治体レベルでは既に京都市がEPZの範囲拡大を決め、長崎県などが拡大を検討するなど防災計画の見直しが始まっている。安全委はEPZの範囲について「事故の教訓や国際的な考え方を取り入れたい」としており、国際原子力機関（IAEA）の安全基準や事故原因究明を行う第三者機関「事故調査・検証委員会」の調査を踏まえて結論を出す構えだ。オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）の機能も見直す。また、安全委は16日、原発事故の直接的な原因となった長期間の電源喪失について、「考

慮する必要はない」と記していた安全設計審査指針と、津波の想定などが不十分だった耐震設計審査指針の見直しにも着手。各専門部会に今年度中に改正すべき項目を報告するよう求めた。

班目委員長は16日の臨時会後、「見直し作業は2段階で臨みたい」と述べ、年度内に改正点を整理し、2〜3年以内をめどに抜本的な見直しを完了する考えを示した。安全と耐震の両設計審査指針は「特に見直しが必要」と位置づけ、立地や安全評価に関する他の指針の見直しより優先させる。

【比嘉洋、久野華代】

23. 6. 17

毎日

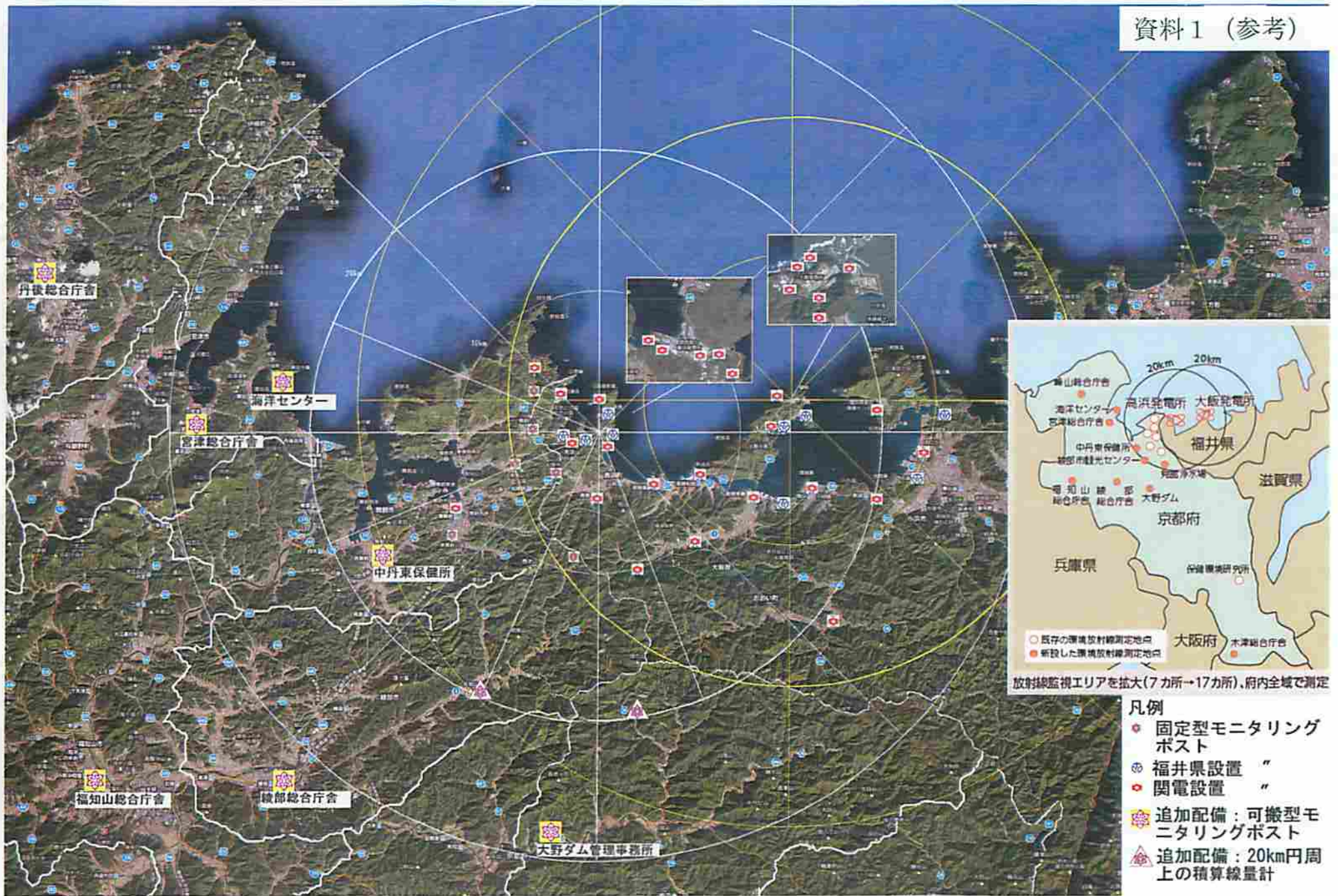
京都府の地域防災対策の見直しに係る専門家会議概要

現 行 の 対 策 (概 要)	
地 震	「今後10年間で、東南海・南海地震の被害を可能な限り抑止するとともに、直下型地震の被害を半減する」減災目標を掲げ、京都府戦略的地震防災対策指針、推進プランに基づき、オール京都府で住宅、公共施設、学校等の耐震化などの推進事業300項目を実施
津 波	第1次京都府地震被害想定調査(H10.3月)による想定(最大波高舞鶴市風島1.1m)に基づき、津波に対する警戒体制や避難に関する計画を整備
原子力	高浜発電所の原子力災害を対象に半径10km圏内をEPZとする計画を整備



専門家会議の要旨 (4/13、4/27)		
	緊急・短期的に対応すべき対策	中・長期的に対応すべき対策
全 般		<ul style="list-style-type: none"> 今回の大震災の実態から複数県に及ぶ広域的かつ長期にわたる対応についても、地域防災計画に盛り込むべき。 対策と担当を併記するなど地域防災計画を読みやすく、使いやすい内容に整理すべき。 想定を超えた対応を地域防災計画に明記すべき。
地 震 ・ 津 波	<p>①地震、津波の緊急予測等</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来の地震被害想定を大きく見直す必要はない。 日本海側については、現在のところ大きな津波を引き起こす地震が発生する学術的根拠はない。 津波について、過去に波高でなく2.3mのデータがあり、その議論は必要。 	<p>①地震、津波の更なる検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 液状化危険度分布については、今回の地震によって得られた学術的知見に基づき、見直しが必要。 津波が発生した場合の対応については、国の調査結果等を踏まえ検討しておく必要がある。 <p>②国に対して特に求めるべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 若狭湾を含む日本海側の海底活断層について、調査を実施すること。
原 子 力 災 害	<p>①EPZの範囲(暫定)</p> <ul style="list-style-type: none"> EPZの範囲を当面半径20kmとし、実効性のある避難計画や環境測定、住民への周知等の対策を実施すること。 <p>【当面のEPZの範囲を20kmとする理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 半径30kmとした場合の圏内人口(134千人)の約7割(90千人)が半径20km圏内に含まれていることに加え、20km圏に舞鶴市の市街地の大半が含まれることから、区域外への市全体避難を含む対策を検討することによって、例えば30km圏に及ぶような原子力災害が発生した場合であっても、20km設定による対策の応用で対応できるものと考えられるため。(参考：高浜原発に係る10km圏内人口12千人) <p>②国に対して特に求めるべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 初期対応と情報公開の徹底 EPZのあり方の見直し SPEEDIの科学的根拠、残留放射能の調査結果等の開示の実施 原子力災害に関する備蓄資機材等の一元的管理 	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成、大学の活用、OB等経験者の活用 <p>③関電(事業者)に対して特に求めるべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用電源の多様化・多重化 冷却手段及び冷却水・熱の排出先の確保 資機材及びその保管場所の確保 EPZの設定見直し 複数府県に及ぶ影響を踏まえた対応
	<p>④原子力発電所防災対策に係る暫定計画(案案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 利活用の観点から、高浜及び大飯の2計画ではなく、1本の計画としての策定が望ましい。 環境モニタリング体制について、当面、可搬型等を活用するなど柔軟に対応し、的確に情報開示することが重要。 避難体制の整備は市町の役割であるが、府が積極的に助言していくことが望ましい。 避難の指標として、現行の指標に加え、計画的避難区域の設定の暫定的な目安となる20mSv/年、児童生徒等が校庭等で活動する際の利用時間制限の目安3.8μSv/時(20mSv/年に相当)にも準拠する必要がある。 市ごと全て避難するような大規模・長距離な避難については、新たな研究課題であり、市町と十分協議・連携を進める必要がある。 被ばく医療について、搬送体制なども含めて早急に調整を図っていくべきである。 広域連携について、福井県をはじめ他府県との連携を推進するべきである。 住民に対する知識の普及と啓発を進める必要がある。 風評被害対策の実施 など 	

資料1 (参考)



関係市町等の20キロ圏外避難計画等の整備方針（案）

平成23年6月22日

関係市町・施設等	検討事項	基本的な考え方	
舞鶴市	①避難先の確保 ②避難手段の確保対策 ③市役所行政機能の移転	①住民避難先の確保 ・緊急避難 ……南丹以北の既設避難所に対応 （広域ゾーンに分け避難） ・長期的避難 ……仮設住宅・公営住宅等による対応 （避難先はより広域化する可能性） ②バス・タクシー・鉄道等のほか、自家用車による避難を想定 ・協定、交通（規制）計画等の整備 ③移転計画（マニュアル等）の整備、業務継続計画の整備	
その他関係市町 （綾部市、宮津市、 南丹市、京丹波町）	○市町の住民避難	○同一市町地域内の避難を基本	
要配慮者等	病院	○入院患者等全員の避難	○関係市町、関係機関及び関係団体との協議の場を設定し、避難受入先を検討
	社会福祉施設	○施設入所者全員の避難	○関係市町、関係機関及び関係団体との協議の場を設定し、避難受入先を検討
	学校	○児童・生徒等の避難	○学校ごとの避難計画の整備（消防計画等参考）
近隣市町 （20キロ圏外）	○避難者受入施設の選定 ○避難所開設に伴う体制整備	○受入計画（マニュアル等）の整備	
府機関	中丹広域振興局等	○広域局（対策支部）の避難 （機能移転） ○管内府機関の避難 （保健所・警察署等）	○移転計画（マニュアル等）の整備 → 管内府機関との調整
	モニタリングセンター	○中丹広域局の避難に伴う設置場所の移転	○移転計画（マニュアル等）の整備

津波文献調査の実施状況

平成23年6月22日

市町村、府資料館、府立大学、丹後及び中丹広域振興局等に協力を依頼し、府内の津波の記録が記載された文献の調査を実施

1 現時点で類推できる事項

① 寛保元年(1741)に、日本海側の北海道南西沖で津波が発生。若狭湾にも高さ1mの津波が到達したと思われる。北海道、津軽で大きな被害があった他、舞鶴市大浦半島の野原村でも津波による被害があったとの記録がある。(高波で80軒が痛んだうち28軒が壊れる被害)

② 大宝年間(約1300年程前)の大地震の大津波が押し寄せたのを、ここで切り返したと伝えられる「波せき地蔵」が、宮津市難波にある真名井神社に設置されている。(石造りの地蔵菩薩立像、江戸時代以降の製品とおもわれるが、設置時期は不明、現地に、上記の記述のある説明板がある)

『続日本紀』等の文献に、大宝元年(701)に丹後地方で地震があったとの記述があること、遺跡調査(舞鶴市志高遺跡)で確認された液状化現象からは8世紀前半に震度5以上の地震があった推定されること、等、大宝年間に地震が起きた可能性はあるものの、一方で、津波に関する記述や波せき地蔵の伝承の元となる記述のある文献はなく、大津波が押し寄せた旨の記述のある波せき地蔵の伝承は事実不明である。

また、大宝元年の地震に関連して、『丹後風土記残欠』とこれを元に書かれたと思われる文献に、大宝元年3月に地震があり、凡海郷(おおしのあまごう、南北6.4km、東西2.4kmの島)が海中に没し、現在の冠島、杳島のみが残ったとの記述があるが、地学的には証明できない。

(『丹後風土記残欠』:丹後国風土記は現存せず、その一部を伝えるものであるが、この文書は、後世、相当の脚色、創作を加えて作成されたものと考えられており、記録文書としてはあまり活用されていない。)

2 調査

- 沿岸各市町村、丹後及び中丹広域振興局に地元の郷土資料の調査を依頼。あわせて総合資料館、府立大学にも文献の調査を依頼
(伊根町からは津波の記述のある文献なしの報告)
- 国内の歴史地震・津波の研究について取りまとめた「日本地震被害総覧」「日本津波被害総覧」で、該当する地震・津波について確認

(宇佐見龍夫『最新版 日本被害地震総覧[416]-2001』 東京大学出版会、2003年
渡辺偉夫『日本被害津波総覧[第2版]』 東京大学出版会、1998年)

<関係の文献は別紙のとおり>

No	調査者	文 献	(参 考)
①	舞鶴市	『舞鶴市史』 『金村家文書』 『田村家文書』	「日本被害津波総覧」
②	丹後広域振興局 (丹後郷土資料館) 与謝野町 宮津市 京丹後市 総合資料館	『岩滝町誌』 『続日本紀』 『丹後風土記残欠』 『京都府遺跡調査報告書 第12冊 志高遺跡』 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター、1989)	「日本被害地震総覧」
	府立大学	『古代海部氏勘注系図』 『古代海部氏の系図(新版)』(金久与市、学生社)	

津波 地震によると思われる津波の記録が一件ある。

寛保元年（一七四一）酉ノ七月十九日小橋村 野原村高浪痛家八拾軒内式拾八軒ハ潰家依之ニ小屋かけ材木相願御公儀より願之通ニ被遣候繩四百二十束藁五千六百束ハ大庄や八組割ニ被仰付候 世間ニたとへ申様ニハ津浪と申候俄ニ出来申し浪差而大風も吹不申ニ出来申波ニ而候

〔金村家文書〕

七月十九日大入村近所四五ヶ村津波打

〔田村家文書〕

同日、蝦夷松前領に大津波、死者一、四六七人、流失家屋七二九戸に及んだ（『年表日本歴史』筑摩書房）とあり、日本海沿岸地方に大きな被害があったものと思われる。当時、このことを記録した人は、津波の起因を大風も吹かないのに、にわかにはできる波としている。

社倉

城下町における災害の状況や、その対策は以上の通りであるが、これら災害に対する常備救済施設として、文政三年正月、藩は各町の年寄に対して社倉を設け、米穀を貯蔵し非常の場合に備えるよう命じた。その建設費用として藩から米百俵と蔵普請の材木、作料相当分の米が下げ渡された。この不足については町役人ばかり、一二〇匁掛け、一八人講として取り立てた。貯穀は町中の身上相應の者ばかりに行わせ、結局二四人が御蔵米から一一三俵、同十一月晦日の米値段、一石につき銀四二匁替えて買い取り三か年賦で納米した。一俵につき一七匁三分、代銀札一貫九五匁三分五厘であった。

この社倉はまた、商人たちの金融機関として役立たせ、土地、家屋等を抵当として長期にわたって融通した（『社倉納米控』ハ竹屋区有文書）。

なお、社倉の設置されていた場所については明らかでない。

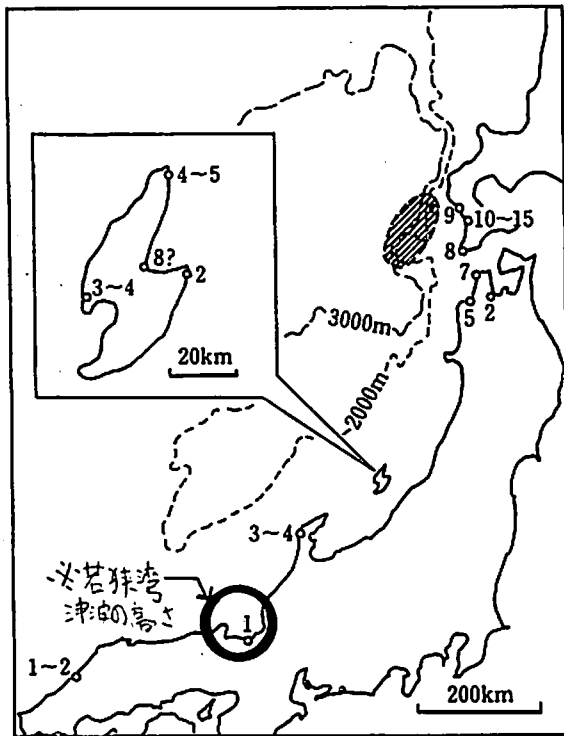


図025-1 北海道南西沖津波の高さ(単位: m)と波源域[羽鳥, 1984 から選択]

025 1741 8 29 (寛保 1 7 19) 北海道南西沖 $\lambda = 139.4^\circ E$ $\phi = 41.6^\circ N$ $M = 6.9(?)$
 7月8日(日本暦)より渡島大島火山活動開始, 7月13日に噴火, 15日に火山灰が降った。津波発生の前日も火山爆発が目撃され, 山塊が崩壊したらしい。19日明け方海底変動があったらしいが, 地震の記事は見出されていない。津波は六ッ時(午前6時ころ)に襲来した。津波地震によるものか, 火山噴火に伴うものなのか, あるいは他の現象(たとえば海底地すべり)によるものか不明。北海道で死者は熊石約300人, 相沼約150人, 乙部約130人(あるいは約180人), 江差約120人(あるいは187人), 江良約450人, 清部約130人など渡島沿岸(松前・熊石間)で2,000人以上に達した。『福山秘府』によると, 死者1,467人, 家蔵破潰79棟, 大小破船1,521艘となっているが, 実際はこれより多かったようである。津軽では金井ヶ沢, 鴨, 田野沢, 関, 嶋などの各村(現在の深浦・鯉ヶ沢町)で

死者13人, 流家82棟, 大小船被害53艘となった。津軽半島沿岸の小泊で死者10人, 十三湖で死者14人, 三厩^{みんまや}でも被害があった。このほか, 油川(現青森市)で海水が浸入し, 家屋破潰した。佐渡では, 相川・海府で浸水, 鷺崎では村の過半数の家流失, 両津でも船の被害があった。七浦村(現石川県門前町)でも津波による人畜の被害があった。小浜(福井県)でも津波が入った。江津(島根県)でも津波の影響があった。津波の高さの分布は図025-1のとおりである。両津, 油川(陸奥湾), 七浦(能登)などの大型湾内の波高が目立って大きく, 津波の周期がやや長周期成分を含んでいることを示している。韓国江原道で家屋流失, 船破碎の記録がある(『朝鮮王朝(李朝)実録』)。[参考: 羽鳥, 1984; 都司, 1984]

026 1762 10 31 (宝暦 12 9 15) 未の中刻(午後2時ころ)~申の上刻(午後3時ころ)
 新潟県沖 $\lambda = 138.7^\circ E$ $\phi = 38.1^\circ N$ $M = 7.0$ $m = 1 \sim 2$ 佐渡相川で石垣所々崩れ, 家屋破損。銀山道石山崩れ, 死者が出た。梅現(現新潟市)の社寺の敷地で地割れがあり, 砂と水が噴き出した(液状化現象?)。また, 熱海(山形県)で土地にひび割れがあった。津波により, 佐渡北端の願村(現両津市)全部落流失, 鶴鳥村(現両津市)で26戸流失した。

027 1763 1 29 (宝暦 12 12 16) 酉の上刻(午後5時ころ) 青森県東方沖 $\lambda = 142\frac{1}{4}^\circ E$ $\phi = 41.0^\circ N$ $M = 7.6$ $m = 2$ 1ヵ月以上前から地震あり。八戸で人家・土蔵の潰壊多く, 南宗寺の御廟・仏殿破損, さらに, 大橋・新井田橋墜落した。野辺地で役屋と町の土蔵破損, 田名部で潰家2棟, 死者2人, 七戸で代官所と町の家・土蔵に破損, 青森で家1~2棟潰れ, 寺も被害があった。平館(岩手県)家1棟潰れ, 死者3人。江戸・赤尾(現山梨県)・地元村(新潟県)も有感であった。

二 民生の安定と社会福祉

岩滝町の天災地變

大江山の噴火は歴史以前で知る由もないが、竹野郡下宇川(丹後町)上山寺の永代記録その他に残っている大宝元年(七〇二)大地震は、加佐郡の大半が陥没し、嘉永三年(一八五〇)の大洪水は加悦谷を泥海に化したと伝えられる。

又、府中真名井神社前に残っている波せき地蔵尊は十丈の大津波をここでせき止めたと言ひ伝えられている。こうした天災地變に、岩滝のみが平安だったとは思われず、相当の被害があったということとは容易に推察することができる。しかし、古いものについてはこれを裏証する記録は全然残っていないからあくまでも想像に止めることはやむを得ない。

水害 大江山半面と、丹波但馬境界の九十九谷の流れと称せられる野田川は、四里(一六キロ)の途を一直線に流れて来て、岩滝で屈曲する。

したがって台風期ともなれば堤防が決壊して、立町、浜町が浸水し、井戸も便所も一緒になることが三年目か五年目に必ず訪れ、その都度被害をうけた。

岩滝町では年々各戸二本の杭(五尺と三尺)郷倉へ提出した。一朝洪水となれば一戸一人は必ず堤防に集り昼夜警戒に当った。

明治四十年七月十三日より十七日に至る大雨はついに大洪水となり、野田川は刻一刻と水量を増し、危険状態に迫り須津は兩側、弓木、岩滝は北側の堤防を嚴重に防禦していたが、兩側とも二ヶ所程決壊し、北側では決壊の中に残った一丁(約一〇〇メートル)ばかりの堤防に逃げおくれた人々が悲願をあげて助けをよぶのを舟を漕

いで救出に向ったこともあった。

この大洪水は各堤防の破壊、山崩れ多く野田川にかかっていた橋は全部流失し岩滝町立町は舟で往来した。大

天橋北側約百米切断し野田川沿線の田畑は殆んど冠水し農作物は収穫皆無となり一ヶ年間免租された。

こうして年々大きな被害をもたらした野田川も十有余年にわたる改修工事が完了し現在は水禍を免れることが

できるようになった。しかしこの險には先覚者の血の修むような苦勞のあったことを忘れることはできない。特

に石川村の白須重蔵父子のごとく野田川改修にその生涯をかけたことを附言しておきたい。

水害歴

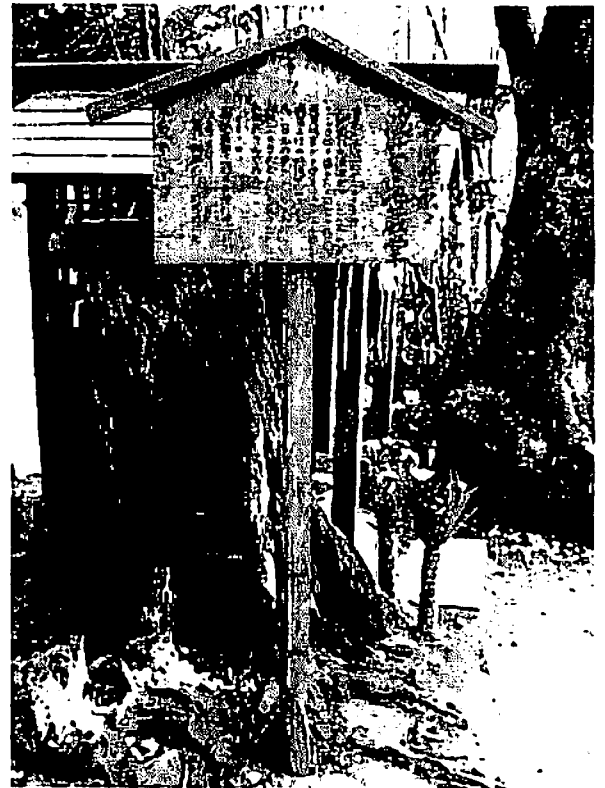
大洪水

慶長	三年	(七〇七)	七月	
延慶	二十一年	(八〇二)	七月	十五日
大同	元年	(八〇六)		
仁壽	元年	(八五一)	七月	二十日
永祿	元年	(九八九)	八月	十三日より 八月二十一日
安貞	二年	(二二二八)		
寛喜	二年	(二二三〇)	五月	
		(二二三〇)	七月	
延慶	二年	(二三〇九)	六月	二十四日
応永	八月	(二四〇一)	七月	
嘉吉	三年	(二四四三)	八月	

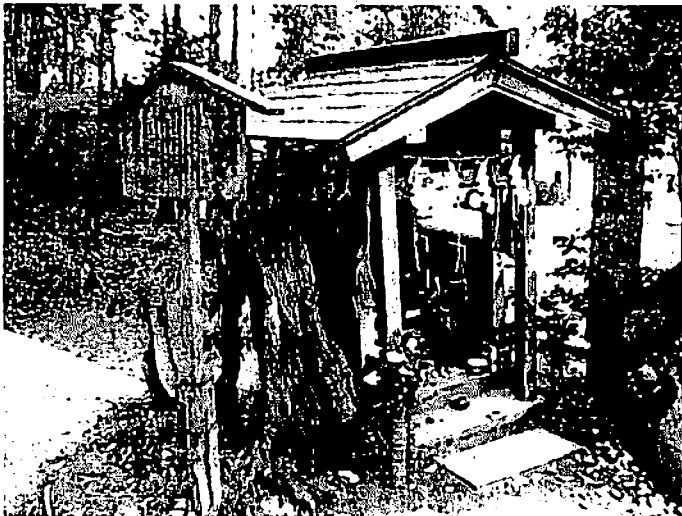
真名井神社内の波せき地蔵、説明板の現況写真



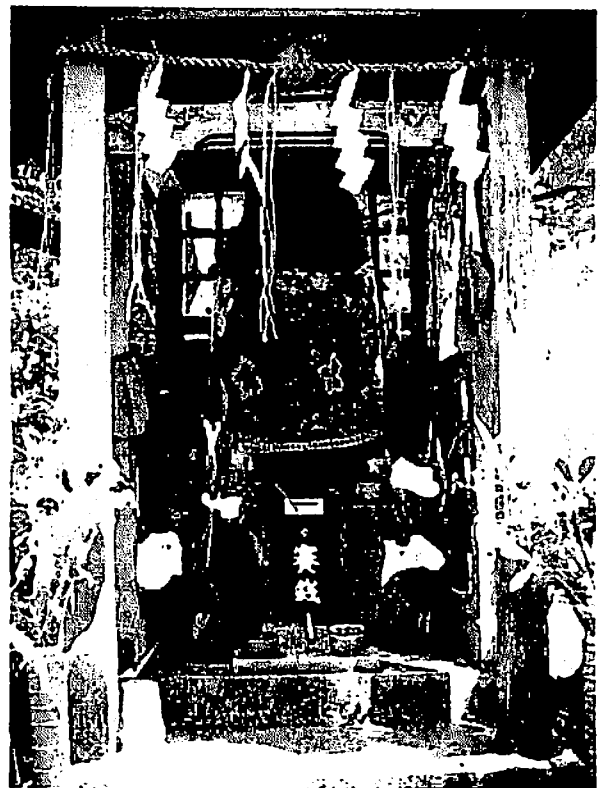
神社の入り口付近



説明板の全景



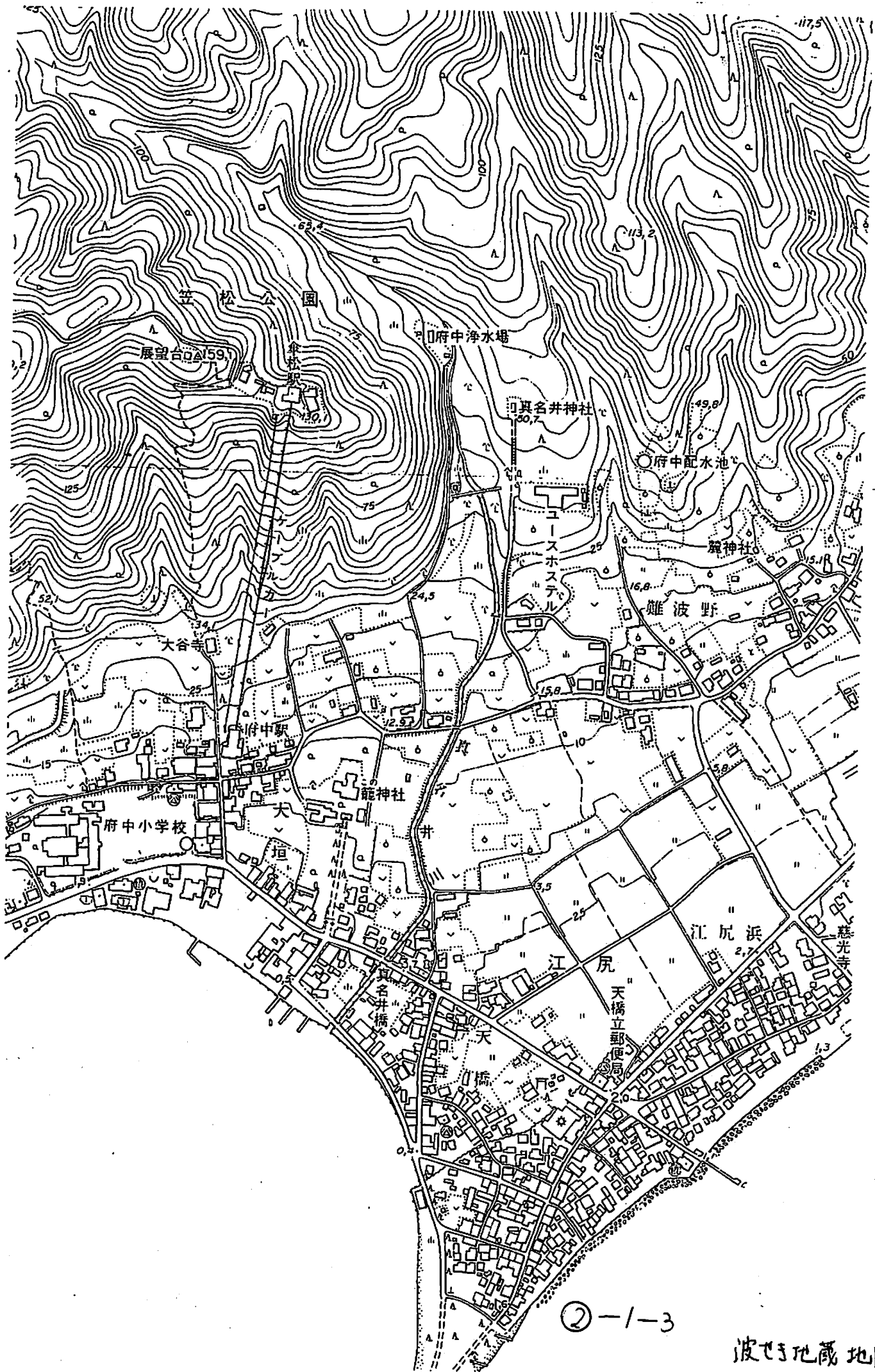
波せき地蔵の小祠と説明板



波せき地蔵



説明板の文字部分



②-1-3

波で地蔵地図

ミ、七月から九月まで二ヶ月かゝつて伊勢に御遷幸になつた。それは丁度内宮を奉安した倭姫命の母方の里から外宮を遷へた所で四
攝津から下と申すべきである。所の如き我が國體上遷すべからざる重宝な事柄を正史に載せずには究知として河島子が遷祭に往つたな
るの記事があるのは何う云ふ譯であるか。惟ふに島子は一介の漁夫ではあるまい、況んや浦島附近には阿波或石棺墓に倭先の發見せ
られたるに於ておつて、其の他丹後各地に於ける人文發達の状態は前項各所の遺蹟遺物に依つて概要を把握し得らるゝが、此の稿主
として遺蹟遺物に立脚して丹後の先史及び原史時代の人文發達の概略を擇んで見たまでで此の駁文にして若し當時の丹後を考察たら
しむる上に幾分の參考にもなる所あらば筆者の幸甚とする所である。

と。即ち日本が瑞穂の國にて而かも我が丹後は之れが發祥地なるより題意の稻禾は之れを微一鋭細聖は神
器の遷祭ありしを象る。惟ふに是れ等は先史及び原史時代の史實にて多少明瞭を缺くの憾なきに非ざるも
原史時代に降りては固より文書圖畫に據るを得べし。本冊收むる所多くは夫れにて以下隔月卷を逐ひ及ば
ずながら滿腔の心血を注ぎて史料保存の使命を吳さんと欲す。天下同感の士仁この切實なる微衷を納るゝ
ぬらば其の幸甚とする所豈た、編者一人の私すべきものならん耶。

昭和二年三月下浣

編者 永 滋 宇 平 識

長享戊申年九月十日

大聖院 智 海 寫

丹後風土記殘缺

②-3-1

丹後風土記残欠

虫食)

笠水 四字介 一名真名井在_三白雲山之北郊_二而深清如_一醴鏡_二蓋是當_三乎受宇氣大神降臨之時_一 (二字虫食)
 湧出之 (四字虫食) 其深也三尺許其廻也登百廿二步炎旱不 (八字虫食) 不見_三增減_二其味也如_一甘露_二以
 (三字虫食) 主治之醴櫻櫻粉有_三二洞_二東者伊加里姬命或稱_三登水宮神_二矣西者笠水神即笠水蓋命笠水姬命之
 二神此則海部直等 (三字虫食) 祖神 (以下五行虫食)

凡海鄉

凡海鄉者往昔去此田邊鄉萬代濱四十三里 (三字虫食) 三拾五里二步四面皆屬_三海登之大島也所_二以稱_一其凡
 海者 (三字虫食) 曰往昔治_三天下_二當_一大穴 (七字虫食) 到_三坐于此地_二之時_一引_三集海中 (三字虫食) 小島
 (三字虫食) 凡枯以成登島故云凡海矣 (三字虫食) 寶元年三月己亥地震三日不_二已此鄉一夜者 (四字虫
 食) 海漸纒鄉中之高山_二峯與_一立神岩_二出_一海上_二今號_三常世島_二亦俗稱_三男島女島_二每島有_一神祠_二所_一祭者天火
 明神與_三日子郎女神_二也是海部直竈凡海連等所_一以_三齋_二祖神_一也 (以下八行虫食)

志 託

所以稱_三志託_二者往昔日子坐王_一以_三官軍_二將攻伐陸 (七字虫食) 葉山逐隨之到_三此地_二則陸耳忽入稻中而潛匿
 也王子忽進馬入 (六字虫食) 將_三被則陸耳忽起_二雲走_一飛乎空中_二向_一南而去 (二字虫食) 王子甚便稻梁而為
 荒蕪矣故 (以下十四字虫食)

有 道 郷 本字蟻道

所以稱_三有道_二者往昔天火明命佩到此地_一之時隨_三往乎_二求_一食所以_三運行蟻蟻則見_二土神在_一穴巢國_二天火明神
 請食 (五字虫食) 喜_三以奉饗_二種々盛饌_一故天火明命實_三土神_二且詔曰爾後妙須以_一蟻道_二大食持命_一為_三稱焉故
 曰_三蟻道_二也亦有_一神祠_二云_一蟻巢_二今阿良須者訛矣 (以下七行虫食)

川 守 郷

所以稱_三川守_二者往昔日子坐王_一逐_三土蜘蛛_二 (六字虫食) 到_三于蟻道之血原_二先殺_一土蜘蛛女也故云_三其地血原_二
 也于時陸耳欲_三降出_二之時日本得玉命亦自_一下流_三送 (五字虫食) 急_三越_二川而遁則官軍列_一楯守_三川登_二矢如 (十
 字虫食) 流而去故號_三其地_二云_一川守_二也亦名_三官軍所_二屯之地_一于_三今川守楯原也其時舟一艘忽然 (十三字虫
 食) 降_三其川_二六驅_一送_三土蜘蛛_二遂到_一由良港_二則不_三知_二土蜘蛛_一所_三往矣於_二是日子 (四字虫食) 陸地捨_三躡占_二之以
 覺_三知陸耳之登_二于與佐大山_一因號_三其地_二云_一石占_二亦祝_三其舟于楯原_二名稱_一舟戶神_二矣 (以下三行虫食)

大 堀 川 (以下八行虫食)

神 前 (以下二行虫食)

奈 具 (以下虫食)

右風土記殘冊丹後國物佐那條卷

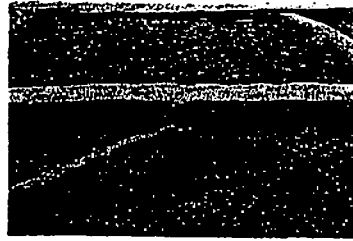
丹後風土記殘帙

2-3-2

11

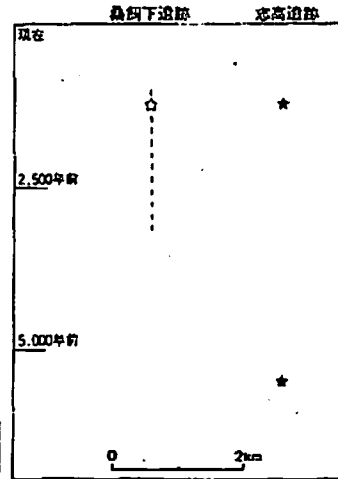
入物のない黄褐色の中粒砂で満たされていた。

第342図は噴砂の横式断面図である。現地表面下約3.5mの位置に特に含水量の多い中粒砂層が堆積しており、噴砂はこの層から生じ、弥生時代から奈良時代中頃までの堆積物(粘性砂質土～砂質土)を引き裂いて1～2m上昇していた。噴砂の上部は9世紀前半の洪水による堆積物に削られているので、液状化をもたらせた地震は8世紀に生じたと考えられる。



第342図 8世紀中頃の住居跡を切る噴砂

当遺跡において、さらに古い時期の噴砂が認められた。これは、現地表面下約6mに分布する砂層が、縄文時代前期前葉の粘質土～砂を幅5～10mで引き裂いて約1m上昇したものである。この噴砂は、縄文時代前期前葉の層に切られているので、同時代前期前葉から中期にかけての大きな地震(約5,500年前)によるものと考えられる。



第344図 志高遺跡と桑飼下遺跡の地震跡

このように、志高遺跡周辺に、液状化が生じうる震度(通常、震度V以上)をもたらせる大きな地震が、約5,500年前、及び、8世紀

に生じたことが明らかになった。同一地点で新旧2時期の液状化跡が認められた例は、我が国でも初めて、貴重な発見と言える。当地域周辺で歴史時代の大きな地震として知られているものは、701(大宝元)年と1927(昭和2)年の2例のみである。^(註3) 後者は、北丹後地震(マグニチュード7.3)で、郷村断層・山田断層に沿って地震断層が生じ、丹後半島中心に著しい被害が生じた。前者は、『続日本紀』に「大宝元年三月甲戌朔、己亥、丹波国地震三日」と記されている。これは、丹波国の国司の報告を基にして記述されており、信憑性は高い。さらに、この地震に関して、『丹後風土紀残欠』に凡海部が海水に没して2つの小島(冠島・沓島)になったという記述があるが、このような大規模な地震変動が内陸の1回の地震で生じるとは考え難く、かなりの誇張があると考えられている。^(註4)

志高遺跡の約2km西方で、由良川の自然堤防上に位置する桑飼下遺跡でも多くの地震跡

が認められている。^(註5) これらは、縄文時代後期の伊跡を垂直変位させる断層、同時期の伊跡を引き裂く噴砂、同時期の遺物包含層を切る断層と噴砂である。このため、桑飼下遺跡において、縄文時代後期以降に強い地震動に見舞われたことがわかる。^(註6)

志高遺跡と桑飼下遺跡は近接した位置(地震による震動を考える上で)にあり、地形・地質的な立地条件も類似している。大きな地震に伴う地殻変動は同時に広範囲に発生するので、桑飼下遺跡の地震跡も8世紀に生じた可能性がある(第344図)。

今後、両遺跡周辺の発掘調査において、5,500年前、及び、8世紀の地震跡が検出される可能性が高い。8世紀の地震跡の場合701(大宝元)年の地震との関係について十分に吟味しながら、調査する必要があると思う。(寒川 旭)

- 注1 町田 洋・小島圭二「自然の歴史<日本の自然8>」岩波書店 1986、及び陶野恒雄・安田進「液状化一大地が揺れるとき」『科学朝日』9) 1988などに平易な説明がある。
- 注2 寒川 旭「考古学の研究対象に認められる地震の痕跡」『古代学研究』116) 1988など。
- 注3 寒川 旭・岩松 保・黒坪一樹「京都府木津川河床遺跡において認められた地震跡」『地震』40) 1987、岩松 保・寒川 旭「八幡市木津川河床遺跡検出の大地震に伴う噴砂について」『京都府歴史文化財情報』第26号) 1987、及び寒川 旭・岩松 保「発掘された地震の液状化跡」『科学』58 岩波書店) 1988など。
- 注4 寒川 旭・鹿後弘幸「京都府舞鶴市において認められた古代の地震跡」『地質学会講演予稿集』1) 1988。
- 注5 文部省歴史学助研会編『大日本地震史料』第1巻 1941、及び宇佐美恒夫「新編 日本陸地地震総覧」東京大学出版会 1987など。
- 注6 藤原輝雄「古地震—歴史資料と活断層からさぐる—」東京大学出版会 1982。
- 注7 渡辺 結樹「京都府舞鶴市桑飼下遺跡発掘調査報告」舞鶴市教育委員会 1975。
- 注8 日本列島には、現在、東西方向の圧縮力が働いており、活断層周辺にひずみエネルギーが蓄積されている。この蓄積量が一定の値に達すると断層活動が生じて、断層の両側の岩盤(地表面も)が食い違つて共にひずみエネルギーも開放される。この断層「本来の意味の断層」活動に伴う震動を我々は地震として感じる。また、地震動に伴って軟弱地盤に食い違いが生じることがある。この食い違いは、「受動的な断層」で、地震の結果生じたものである。当遺跡の断層は、後者である。
- 注9 東京大学地震研究所編『新収 日本地震史料』第1巻 1981に、748(天平20)年に敦賀地方に地震が生じたことが述べられている。この地震の影響についても考える必要がある。

2-4

京都府遺跡発掘調査報告

被害地震各論

— 416 VII 23 (允恭 5 VII 14) 遠飛鳥宮付近 (大和) 『日本書紀』に「地震」とのみあって被害程度不明. ある政治的事件の発端として書かれている. 疑わしきか.

001 599 V 28 (推古 7 IV 27) 大和 $M=7.0$ 倒没家屋を生じた. 『日本書紀』に「地震神を祭らしむ」とある.

— 628 -- (推古 36 --) 道後温泉 塞り, 3年を経て再び出る. 『伊予温古録』にあるのみ. 疑わしきか.

002 679 -- (天武 7 XII --) 夜 筑紫 $\lambda=130.68^{\circ}E$ $\varphi=33.32^{\circ}N$ (A) $M=6.5\sim 7.5$ 家屋倒没多く, 幅2丈(6m), 長さ3千余丈(10km)の地割れを生ず. 『日本書紀』によれ

ば丘が崩れたが, その上の百姓の家は破壊することなく, 家人は丘の崩れたのに気づかなかったという. 『書紀』に筑紫とある. 『豊後国風土記』によると, 五馬山(現大分県日田郡天瀬町五馬市近く) 崩れ温泉がところどころに出たが, うち1つは間歇泉であったらしい. 水細断層系の活動による. 震央を水細断層系の中点とし誤差は断層系の長さ20kmの半分とする. (☆)

003* 684 XI 29 (天武 13 X 14) 人定 (22時ころ) 土佐その他南海・東海・西海諸道 $\lambda=133.5\sim 135.0^{\circ}E$ $\varphi=32\frac{1}{4}\sim 33\frac{1}{4}^{\circ}N$ $M=8\frac{1}{4}$ 山崩れ河涌き, 諸国の郡官舎・百姓倉・寺塔・神社の倒没多く, 人畜の死傷多し. 津波来襲し, 土佐の運調船多数沈没. 伊予の温泉・紀伊の牟婁(現和歌山県白浜町湯崎温泉に比定される. 鉛山温泉は別称) 温泉湧出とまり, 土佐では田苑50余万頃(約10km²) 沈下して海となる. (☆)[3] [参考: 今村明恒, 1941, 白鳳大地震, 地震, 13, 82-86]

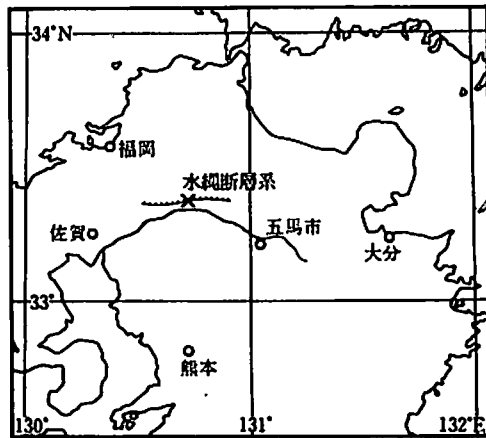


図002-1 想定震央付近図

004* 701 V 12 (大宝 1 III 26) 丹波 地震うこと3日. 凡海郷(当時南北6.4km, 東西2.4kmの島で若狭湾内舞鶴沖にあった)が海中に没し, 旧山頂が海面上に残っている. 現在の冠島(大島)と履島(小島)であるというが地学的には証明できない. 丹波が丹後・丹波に分国されたのは和銅6(713)

②-5-1

年。記事を掲載している『統日本紀』は延暦16(797)年の成立。分国以前の丹波の中心は、分国後の丹後地方にあったという説もある。後考をまつ。(☆)(#) [参考:萩原尊禮編, 1982, 古地震, 東京大学出版会]

005 715 VII 4 (和銅8〈靈龜1〉V 25) 遠江 $\lambda = 137.8^\circ E$ $\varphi = 35.1^\circ N$ (B) $M = 6.5 \sim 7.5$ 山崩れ天龍川を塞ぐ。数十日を経て決潰し、敷智・長下・石田の3郡、民家170余区を没し、あわせて苗を損ず。[参考:今村明恒, 1943, 駿遠三地震考, 地誌, 15, 203-207]

006 715 VII 5 (和銅8〈靈龜1〉V 26) 三河 $\lambda = 137.4^\circ E$ $\varphi = 34.8^\circ N$ (B) $M = 6.5 \sim 7.0$ 前日の地震に続いて起こった。正倉47破壊, 百姓の廬舎陥没したものあり, 三河の国府(現豊川)を震央にとる。

007 734 V 18 (天平6 IV 7) 畿内・七道諸国 天下の百姓廬舎倒潰, 圧死多く, 山崩れ, 川塞ぎ, 地割れが無数に生じた。熊野で神倉崩れ, 峰より火の玉が海に飛んだという。4月17日に詔書が出され, 政事に欠くることなきよう注意された。震域は広がったと考えられる。震央・規模不明。(☆)

— 744 VII 6 (天平16 V 18) 肥後 雷雨地震。八代・天草・葦北の3郡で官舎ならびに田290余町(約290ha), 民家470余区, 人1,520余口水をかぶり溺没。山崩れ280余, 圧死40余。雷雨と地震が発生したと考え, 山崩れを地震によるとすると $M \approx 7.0$ となるか。(☆) [武者金吉, 1950~53, 日本及び隣接地域大地震年表, 震災予防協会。以後, 同氏の意見は主としてこの文献による]

008 745 VI 5 (天平17 IV 27) 美濃 $\lambda = 136.6^\circ E$ $\varphi = 35.2^\circ N$ (B) $M = 7.9$ 美濃

にて櫓館・正倉・仏寺・堂塔・百姓廬舎多く倒潰。摂津で余震20日間やまず地裂け水湧出する。この間に, 大安・薬師・元興・興福の各寺および平安宮で各種の経典を読ましめた。震央は一応, 養老・桑名断層の中央にとる。誤差は断層長の半分とする。(☆)

009 762 VI 9 (天平宝字6 V 9) 美濃・飛騨・信濃 $\lambda = 137.0 \sim 138.0^\circ E$ $\varphi = 35.5 \sim 36.5^\circ N$ $M \geq 7.0$ 被害不詳。罹災者に対し1戸につき穀物2斛(斛=石, 現在の1石=180lの約4割くらい)を賜わった。

—* 799 IX 18 (延暦18 VIII 11) 常陸国の鹿島・那加・久慈・多珂の4郡に海潮去来。早朝より夕刻まで約15回。波は平常の汀線より1町(約110m)の内陸に達し, 平常の汀線より20余町(約2.2km)の沖まで水が引いた。地震記事見当らず。震源地不明。

011 818 -- (弘仁9 VII --) 関東諸国 $\lambda = 139.0^\circ \sim 140.0^\circ E$ $\varphi = 36.0 \sim 37.0^\circ N$ $M \geq 7.5$ 相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等, 山崩れ谷埋まること数里(1里=545m)。百姓の圧死者多数。萩原は津波はなかったとしている。(☆) [参考:萩原尊禮編, 1982, 古地震, 東京大学出版会]

012 827 VIII 11 (天長4 VII 12) 京都 $\lambda = 135\frac{3}{4}^\circ E$ $\varphi = 35.0^\circ N$ (B) $M = 6.5 \sim 7.0$ 舎屋多く潰れ, 余震が翌年6月までであった。余震は7月26回以上, 8月14回, 9月10回, 10月5回, 11月4回, 12月4回, 翌年2月3回, 3月2回, 6月3回が記録されている。

013 830 II 3 (天長7 I 3) 辰刻 出羽 $\lambda = 140.1^\circ E$ $\varphi = 39.8^\circ N$ (B) $M = 7.0 \sim 7.5$ 秋田の城廓・官舎・四天王寺丈六仏像・四王堂舎悉く倒れる。城内の家屋また倒れ, 百姓

龍石神宮地部注圖

亦名大明命亦名天照國照成大明命亦名天照御魂命此神靈吾國神靈也

始神成大明命

海志津地... 大明命... 天照國照成大明命... 天照御魂命... 天照國照成大明命... 天照御魂命... 天照國照成大明命... 天照御魂命...

二二から

卷首

〔付録 3〕 海部氏「勘注系図」巻首（海部光彦氏による書き下し文）

始祖彦火明命

亦名天火明命亦名天照國照彦火明命亦名天明火明命 亦名天照御魂命。

此神は正哉吾勝勝也速日天押穗耳尊の第三之御子にして、母は高皇產靈神の女栲幡千千姫命なり。彦火明命高天原に坐しし時、大己貴神の女天道日女命を娶りて天香語山命を生みます。

天道日女命は亦名屋乎止女と云ふ。

（大己貴神多岐津姫命、亦名神屋多底姫命を娶りて、屋乎止女命、亦名高光日女命を生みます。）

天に上りて御祖の許に至る。其の後當國の伊去奈子織に降り坐す。

（丹後國は本、丹波國と合せて一國たり。日本根子天津御代豊國成姫天皇の御宇の時に、詔りして丹波國五郡を割きて丹後國を置く。丹波と号くる所以は往昔皇宇氣大神當國の伊佐奈子織に降り坐しし時、天道日女命等大神に五穀及桑蚕等の種を賜ふ。即ち其織に眞名井を掘り其水を灌ぎて、以て水田陸田を定めて悉に植ゑ給ふ。即ち大神之を見そなはして大く歡喜びあなにいし面植みし田庭と詔り給ふ。其の後大神は復高天原に登ります。故田庭と云ふ。丹波の本字は田庭にして多尔波と訓ずるは當國風土記に在り。）

爾に火明命佐手依姫命を娶りて穗屋姫命を生みます。佐手依姫命は亦名市杵嶋姫命、亦名息津嶋姫命、亦名日子郎女神なり。天香語山命穗屋姫命を娶りて天村雲命を生みます。其の後天祖の二聖神寶（息津鏡及び邊津鏡是なり。天鹿兒言と天羽々矢を副へ賜る。）を火明命に授け給ひて、汝宜しく葦原中國の丹波國に降り坐して此の神寶を齋き奉り、速かに國土を造り修めよと詔り給ふ。故爾に火明命之を受け給ひて、丹波國の凡海息津嶋に降り坐す。

（其の凡海と号くる所以は古老傳へて曰く、往昔天下治しめすに當り、大穴持神少彦名神と此地に到り坐しし時、海中の大嶋小嶋を引集へ、小嶋凡そ拾を以て登の大嶋と成す、故名づけて凡海と云ふ。當國の風土記にあり。）

爾に火明命其の後由良の水門に還り坐しし時、即ち其の神寶（邊津鏡是也）を香語山命に分け授け給ひ、汝宜しく此の神寶を齋ひ奉りて、速かに國土を造り修めよと詔り給ふ。彦火明命の又の名は饒速日命、亦名神饒速日命、亦の名は天照國照彦天火明櫛玉饒速日命、亦の名は隱杵磯丹杵穗命にして八州を統め給へり。已にして速日命即ち天磐船に乗り、虚空に登りて凡河内國に降り坐す。其の後大和國鳥見白辻山に還り坐して、遂に登美屋彦の妹登美屋姫を娶りて可美眞手命を生みます。是に即ち其の弓矢及び神衣帶手貫等を其の妃に授け、復天翔りて丹波國に還り坐して、凡海の息津嶋に留り坐す。時に大寶元辛丑年三月己亥、當國に地震起り三日止まず。此嶋一夜にして蒼茫變

じて海と成る。(漸く機かに嶋中の高山ニ聳立神岩と海の上に出で、今當世嶋と号く。又俗に男嶋女嶋と稱す。嶋毎に神祠あり。祭る所は彦火明命と日子郎女神なり。當國風土記に在り。)

故爾に彦火明命佐手依姫命と共に、養老三己未年三月廿二日籠宮に天降り給ふ。

(凡海の息津嶋の瀬に坐す日子社は、祭神彦火明命なり。凡海の息津嶋社に坐す祭神は佐手依姫命なり。正哉吾勝勝也速日天押櫛耳尊栲幡千千姫命を娶りて、天津彦火々瓊々杵尊を生みます。次に天之杵火々置瀬命を生みます。次に彦火明命を生みます。次に彦火耳命を生みます。或は云ふ正哉吾勝勝速日天押櫛耳尊万幡豊秋津姫命を娶りて天火耳命を生みます。次に天杵火々置瀬命を生みます。次に天照國照彦火明命を生みます。次に天鏡石國鏡石天津彦火瓊々杵尊を生みます。凡そ四柱なり。栲幡千千姫命、亦名天万幡豊秋津姫命にして、高皇産靈尊或は高木神の女と云ふ。)

〔註〕この書き下し文は海部光彦百司作製による。本書への掲載は百司の特別の許可をうけたもので、無断転載、引用はご遠慮下さい。〕

〔著者略歴〕

一九二五年京都府に生まれる。立命館大学文学部卒業、元、京都府公立学校教員、岡井地方史研究者協議会に所属する。『野田川町誌』『加悦町誌』の編纂にたずさわむ。

© Yoichi Kanehisa, 1999.

古代海部氏の系図 (新版)

1999年9月25日 初刷印刷
1999年9月30日 初刷発行

著者 かねひさ と いち
金久与市
発行者 鶴岡一郎

発行所 株式会社 学生社

本社(〒102-0074) 東京都千代田区九段南2-2-4
編集・販売(〒123-0864) 東京都足立区栗浜3-27-14
電話 東京03(3857)3031
FAX 東京03(3857)3037
振替 00110-9-18870番
印刷・電植センター/製本・小泉製本

Printed in Japan

ISBN 4-311-30037-9

地域防災対策の見直しスケジュール（予定）

平成23年6月22日

年	地域防災の見直し部会	市町暫定計画等の整備
H 23 年	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 京都府防災会議(5/20) : 暫定計画及び部会の設置を了承 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 関係市町連絡会議 ○主な課題の整理 (4/18) ○避難収容可能施設等に関する協議 (5/ 2) ○策定方針等に関する協議 (6/ 7) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 舞鶴市との個別協議 : 策定方針等に関する意見交換 (5/12) </div>
6 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第1回 部会(6/22) : 計画（全体）見直しの方策等の検討 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ▶ワークショップ(7/28) -計画の実効性等の検証- （専門家、福島県派遣職員等） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ・専門部会委員との個別協議（随時） </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 関係市町連絡会議(6/22) : 住民避難に関する専門家との意見交換等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 市町避難計画策定支援 : 住民避難計画策定の進め方の検討 : 住民避難計画案の検討 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 災害時要配慮者施設等に係る市町避難計画の検討支援 : 病院の入院患者、社会福祉施設の入所者、学校児童・生徒等の安全対策、避難計画等の検討 </div>
9 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第2回 部会 : 計画（全体）見直し素案の検討 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> 京都府総合防災訓練(9/4) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> 図上訓練：避難計画の検証 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> 関係市町（舞鶴市を除く。）避難計画（暫定計画）の策定 </div>
10 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第3回 部会 : 地域防災計画（全体）案の検討 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> 市町村における地域防災計画案の取りまとめ支援 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 京都府防災会議幹事会 : 地域防災計画案の協議 </div>	
H 24 年	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第4回 部会 : 地域防災計画案の策定 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 京都府防災会議 : 京都府府地域防災計画見直し案の審議 </div>	
3 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 各市町村防災会議 : 市町村原子力防災計画の改訂 : E P Z 関係市町原子力編の策定 </div>	

(参考) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

- ◆ 都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであってはならない。（第40条第1項）
- ◆ 市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の地域防災計画に抵触するものであってはならない。（第42条第1項）
 - 今後、国の法律、防災指針等の整備状況によっては、府地域防災計画の改訂ではなく、暫定計画の見直し・策定の場合も想定される。